

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項目	内 容
1	運送主体	<p>名 称：特定非営利活動法人じょいんと 住 所：千葉県習志野市津田沼3丁目4番10号 代表者名：石津谷 法子 連 絡 先：047-493-3290</p> <p>(概要)・障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、行動援護事業、共同生活援助事業、移動支援事業、日中一時支援事業 ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業</p>
2	事業内容	
	運送の対象	<p>船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和1年10月末日現在) 詳細は名簿のとおり <u>イ： 1人、ロ： 人、ハ： 人、ニ： 3人 合計：4人</u></p>
3	利用者から収受する対価	
	輸送拠点	船橋市を発着地とする。
4	運送の対価	<p>1KMあたり、50円とする。 (説明) 事業所を出発してから、事業所に戻るまでの送迎距離とする。</p>
	運送の対価外の対価	ご利用料金 30分あたり600円とする。
	その他(入会金等)	入会金10000円(但し福祉有償運送に限らず、当法人の制度外事業をご利用する場合においてとなります。)
5	使用する車両の種類	
	使用車両	<p><u>ア：寝台車 台、イ：車いす車 2台、ウ：兼用車 台</u> <u>エ：回転シート車 台、オ：セダン等 2台</u> 合計： 4台</p>
	使用権原	特定非営利活動法人じょいんと
6	複数乗車	<input type="checkbox"/> あり(下記に内容記入) <input checked="" type="checkbox"/> なし
	運 転 者	<p><u>運転者 4名</u> (内訳) <u>普通二種免許保持者 名、普通免許保持者 4名</u> ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第ホ号」のとおり</p>
	損害賠償措置	対人・対物無制限保障、人身傷害、搭乗者傷害、車両保険保障 しせつの損害保険に加入(法人全般業務に対し)
7	管理運営体制	別紙「様式5、6」のとおり
8	法令順守	別紙「様式3、宣誓書」のとおり

料金体系

○年間登録料(「おでナビ」 制度外事業をご利用の方に限る)

料金: 10, 000円 (4月1日~3月31日 毎年、年間登録料が掛かります。)

○費用

ご利用料金: 600円(30分あたり)

交通費: 50円(1KM あたり じょいんと発・着までの距離となります)

令和1年10月1日現在